

5



50代からのマネープランを 考えてみましょう

必要額の試算をしてみましょう

平均寿命のデータ等からみて、夫が先に亡くなるケースを考えてみます。

60歳以降の夫婦の年間必要生活費は次のように計算をします(①+②)。

- ① 夫婦の生活費：1ヶ月の生活費 × 12ヶ月 × 夫60歳時の平均余命
- ② 夫死亡後の妻の生活費：1ヶ月の生活費 × 0.7 × 12ヶ月 × 夫死亡時の妻の平均余命

例えば1ヶ月の生活費が24万円、夫死亡後11年、として計算する場合には次のようになります。

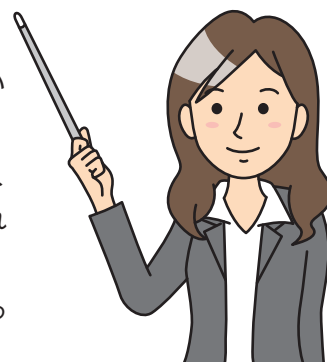
$$\text{①} 24\text{万円} \times 12\text{ヶ月} \times 23\text{年} + \text{②} 16.8\text{万円} (24\text{万円} \times 0.7) \times 12\text{ヶ月} \times 11\text{年} = 8,841.6\text{万円}$$

現在の公的年金の平均受給額は約22万円(夫が20歳~60歳まで厚生年金に加入、妻は専業主婦の例)で、5,000万円~6,000万円は公的年金でまかなえるといわれていますが、現実問題としてはどうでしょうか？

定年まで大企業で働く人ばかりではありません。自営業の人もいますし、厚生年金加入期間が短い人もいます。そこで、自分の収入が今後どれくらいあるのか、また支出はどれくらいになるのかを把握することが必要となってきます。

まず、「家計における収支」を把握すること、特に支出を把握することが最も重要になってきます。支出に関しては「何にいくら使っているのか」を把握しなければいけません。

1ヶ月に生活費としていくら使っているのかではなく、「何にいくら使ったのか」の積み重ねで1ヶ月の支出を考えます。そのためには家計簿をつけ毎月把握することが一番よいのですが、そこまでできない人も1年単位くらいで支出を把握し、自分の家の必要生活費を計算することが必要です。家計の見直しの第一歩は支出の把握からです。



定年後も会社勤めをすると年金はどうなる？

60歳の定年を迎えても、65歳あるいは70歳まで多くの方が働く時代です。「働くとなんか年金がもらえない」と思っている方も大勢いらっしゃると思いますが、これは間違いです。厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受給すると「年金額と給与の合計」で年金額が調整されることがあります。これを「在職老齢年金」といいます。厚生年金に加入しない働き方、例えば自営業で働いたり、勤務時間の短い短時間労働者として働いたりした場合には、収入が高くても老齢厚生年金の額が調整されることはありません。

厚生年金に加入する短時間労働者とは

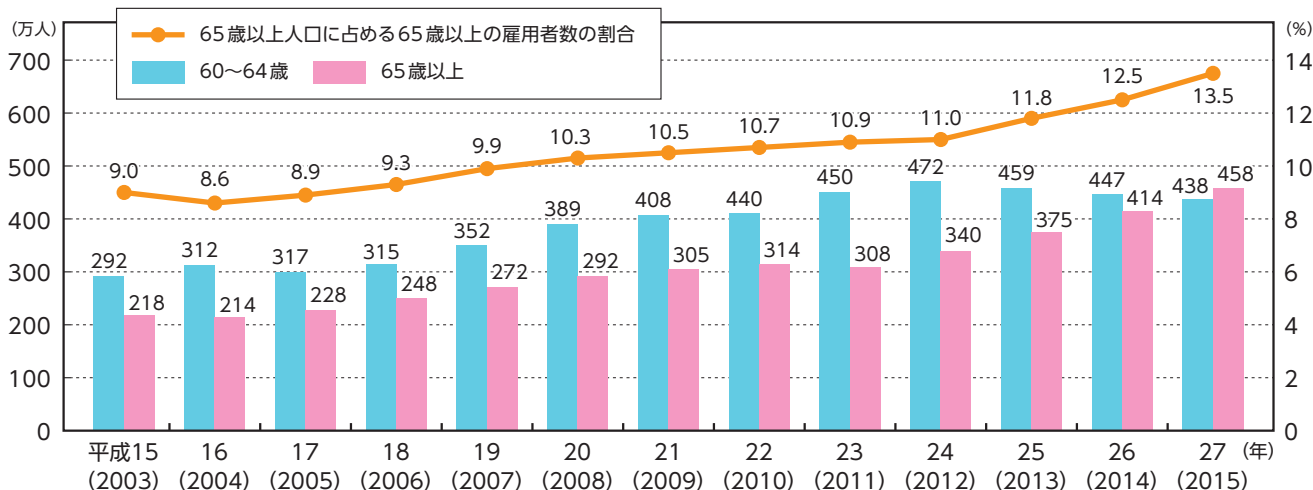
- ① 1週間の所定労働時間が、その会社で働いている一般の従業員の勤務時間のおおむね4分の3以上であること
 - ② 1ヶ月の所定勤務日数が、その会社で働いている一般の従業員のおおむね4分の3以上であること
- という条件にあてはまった場合です。ただし、従業員が501人^{*}以上の会社で短時間労働者で働く場合には

- ① 週の労働時間が20時間以上
- ② 1年以上の雇用が見込まれること
- ③ 月の給与が88,000円以上
- ④ 学生でないこと

これらの要件を満たすと厚生年金に加入することになります。

^{*}平成29年4月から、従業員500人以下の会社でも労使の合意があれば厚生年金に加入できるようになりました。

≫ 高齢者の雇用者数の推移(全産業)



※平成23年は、岩手県、宮城県および福島県を除く44都道府県の集計結果

出所：内閣府「平成28年版 高齢社会白書」

在職老齢年金とは

年金を受けられる年齢になった人が60歳以降も働いていると、年金の一部または全額が支給停止されます。これを「在職老齢年金」制度といいます。60歳前半と60歳後半では支給停止の方法が異なります。

〈60歳～64歳〉

基本月額と給与*の合計が28万円を超えた場合に年金額が調整されます。

〈65歳〉

基本月額と給与*の合計が46万円以下の場合には全額支給されます。基本月額と給与の合計が46万円を超える場合には、超えた額の2分の1の年金が調整されて支給停止となります。

在職老齢年金の対象は老齢厚生年金ですので、老齢基礎年金は調整の対象になりません。

*この場合の給与とは正しくは「総報酬月額相当額」のことであり、総報酬月額相当額は「月給(標準報酬月額) + その月以前1年間の賞与額(標準賞与) ÷ 12」のことでです。

≫ 在職中の年金(在職老齢年金)早見表〈60歳～64歳〉 単位：万円

基本月額 総報酬月額相当額	6.0	8.0	10.0	12.0	16.0
10.0	6.0	8.0	10.0	12.0	16.0
12.0	6.0	8.0	10.0	12.0	16.0
16.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0
20.0	6.0	8.0	9.0	10.0	12.0
24.0	5.0	6.0	7.0	8.0	10.0
28.0	3.0	4.0	5.0	6.0	8.0
30.0	2.0	3.0	4.0	5.0	7.0

基本月額 = 加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生年金額 ÷ 12

≫ 在職中の年金(在職老齢年金)早見表〈65歳以上〉 単位：万円

基本月額 総報酬月額相当額	6.0	8.0	10.0	12.0	16.0
10.0	6.0	8.0	10.0	12.0	16.0
12.0	6.0	8.0	10.0	12.0	16.0
16.0	6.0	8.0	10.0	12.0	16.0
20.0	6.0	8.0	10.0	12.0	16.0
24.0	6.0	8.0	10.0	12.0	16.0
30.0	6.0	8.0	10.0	12.0	16.0
34.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0

基本月額 = 加給年金額・経過的加算を除いた老齢厚生年金額 ÷ 12

知ってトクする!

収入があると年金はもらえない?

ほかに収入があると年金は減らされるんだよね…とと思っている方は少なくないようです。在職老齢年金は「厚生年金の被保険者でありながら厚生年金をもらう」ときは年金額に調整が入るということです。例えば個人でアパート経営をされていて収入がある方には関係ないことです。勤め人であって厚生年金保険料を払っている場合に調整されます。

失業保険と年金の調整とは

60歳前半(60歳~64歳)で「特別支給の老齢厚生年金」を受給している方が雇用保険からの給付を受給する場合には、年金の支給停止等の調整があります。

○求職活動中

定年退職後の求職活動中には雇用保険から「失業給付(基本手当)」を受けることができます。ただし、失業給付を受けている間に「特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分・定額部分)」が受給できる場合には、その間は老齢厚生年金が支給停止となります。支給停止期間は求職の申し込みをした日の属する月の翌月から受給期間が経過するに至った日、または所定給付日数を受け終わった日の属する月までです。特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の失業給付は同時には受けられません。

>> 特別支給の老齢厚生年金と失業給付(基本手当)



※定年退職の場合は失業給付の制限は受けず7日間の待機期間のみで支給となる

(参照：日本年金機構)

○高年齢雇用継続給付との調整

高年齢雇用継続給付とは60歳以上の方が再雇用や別の会社に勤めたときに、60歳以降の賃金が以前に比べて少なくなった場合に支払われるものです。

雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者が、原則として60歳時点に比べて賃金が75%未満に低下した場合には、雇用保険から高年齢雇用継続給付を受給できます。

>> 高年齢雇用継続給付支給率

賃金割合(60歳到達時と比べて)	給付金支給率
75.0%以上	0.00%
70.0%	4.67%
67.0%	7.80%
65.0%	10.05%
61.0%以下	15.00%

例) 60歳到達時の賃金が44万円、60歳以降の賃金が26万円の場合、賃金が59%に下がったので高年齢雇用継続給付金から3.9万円を受給(26万円×15%)。

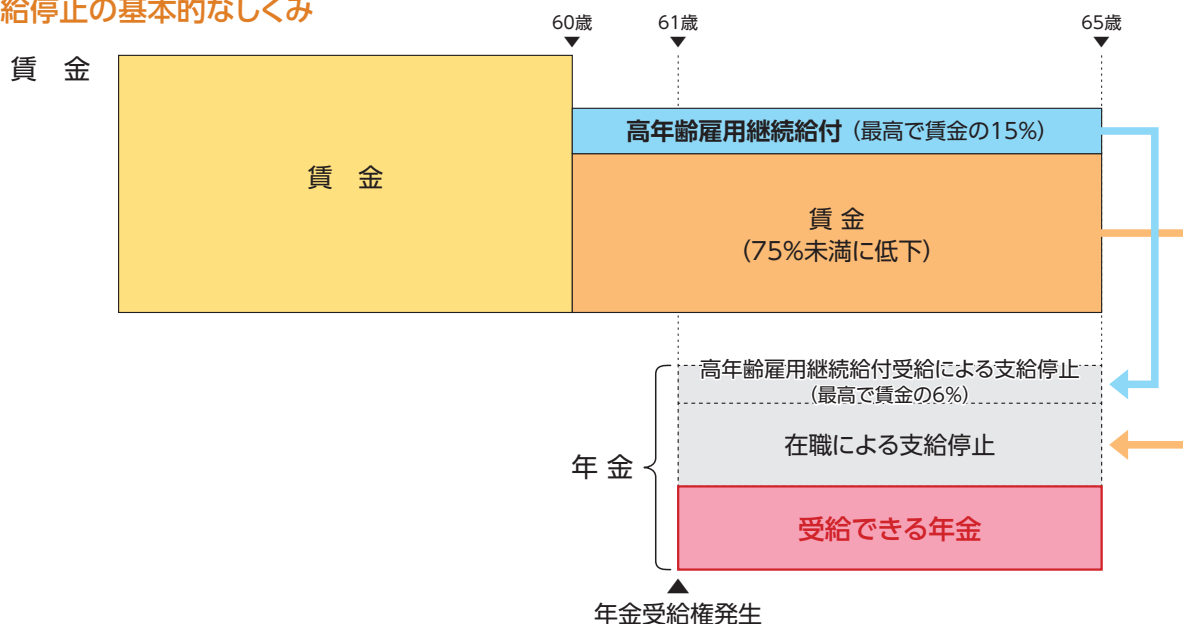
賃金 44万円 ← → 賃金 26万円

▲ 60歳

41%
ダウン
(59%)

また、雇用保険の被保険者が高年齢雇用継続給付を受給できるときに、「特別支給の老齢厚生年金」が受給できるときには、在職による年金の支給停止に加えてさらに、年金の一部が支給停止となります。支給停止される額は、最高で賃金（標準報酬月額）の6%となります。

≫ 支給停止の基本的なしくみ



出所：日本年金機構



年金と失業保険（給付）のことは知っておこう



60歳で定年を迎え、もう少し働きたいが再雇用はされない、という場合、失業給付を受ける手続きをしたいと思います。失業給付の支給額は、60歳～64歳については離職した日の直前の6ヶ月に毎月きまって支払われた賃金（賞与等は除きます）の合計を180で割って算出した金額（これを「賃金日額」といいます）のおよそ45～80%です。60歳以上65歳未満の方の支給額の日額の上限は7,042円です（H29年）。これまでの生活を維持するには十分ではありません。

失業保険を受けている間に、同時に老齢厚生年金を受けている場合には老齢厚生年金は支給停止となります。求職中に年金を繰り上げて受け取ろうと、老齢厚生年金を本来受け取る年齢（P.20参照）より早く受け取りだした場合、将来受け取るはずの老齢厚生年金は減り、生活資金の補てんとして繰り上げた老齢厚生年金も支給停止になるということになってしまいます。注意しましょう。なお、国民年金の老齢基礎年金は繰り上げて受け取った場合でも失業給付を受けている間に支給停止になることはありません。

小耳を拝借 ㊦

一人ひとり違う年金

年金セミナーで必ずお伝えしていることがあります。「年金は一人ひとり違う」ということです。

年金年齢になると、どうしても気になるから、ご近所の方や、同級生と話して、「いつ死ぬかわからないから早くからもらいなさいよ」とか「加算されるから請求したほうがよい」などと聞いてきて、私もソンをしないようにそれをやりたい、とおっしゃる方が非常に多いのです。お友達が繰り上げしたから、うちも、とか、周囲に合わせて動く必要はありません。一人ひとり違うし、家族構成も違うのです。一回繰り上げしてしまったら元に戻せないのですから、自分のこととして、慎重に専門家に相談しましょう。社会保険労務士でもよいし、お近くの年金事務所でも相談することができます。

当コンテンツに掲載されている情報は、セカンドライフにかかわる一般的な社会保険等の情報です。記載以外のケースや適用要件等がある場合もあります。また、2017年7月末日現在の情報を基に記載していますので、今後確定する法令等において内容が変更となる場合もあります。個別の事案につきましては、年金事務所・ハローワークや社会保険労務士等の専門家にご確認ください。